学位授与機構ニュース

National Institution for Academic Degrees

第３号　　平成７年４月発行

★学位授与機構が設置されている建物（東京工業大学長津田キャンパスR1棟内）★

目　次

大学改革と学位授与機構
評議員　菅野　卓雄…… 2
◆学位の申請・授与等の状況
○平成６年度10月期の学士の学位授与状況… 3
○博士の学位授与状況…… 3
○認定課程修了者への学士の学位授与状況… 3
○平成６年９月申出の専攻科認定状況…… 4
参考：学位授与及び専攻科認定の状況…… 5
◆《シリーズ》新しい学士への途 Q&A
“単位修得編(1)”…… 7
◆すずかけ散策
「自由化雑感」客員教授　田村　　茂 …… 8
◆機構の窓
○会議の開催状況…… 9
○委員の交代……10
○人事異動……10
○平成７年度学士の学位授与申請受付期間…11
○刊行物案内……11
○リーフレット 短大･高専卒から学士取得へ 発行…11
◆学位授与機構の構想についての提言③
○平成元年７月　大学審議会「大学院部会における審議の概要について」－抜粋－
－学位授与機関の必要性及び役割等について－
……12

大学改革と学位授与機構

学位授与機構評議員
前学位授与機構審査会委員長　菅野　卓雄

学位授与機構が設置された平成３年７月１日はその約１ヶ月前，即ち同年６月３日には大学設置基準，大学院設置基準，学位規則の改正がなされ，特に大学等の高等教育機関の改革の幕開けといってよいであろう。

大学改革は大学設置基準のいわゆる大綱化のもとで，それぞれの大学が独自に工夫をこらして進めているわけであるが，恐らく各大学に共通している理念の一つは学生，社会人を問わず多くの人々に対し，多様な高等教育の機会が与えられるよう大学として如何に寄与するかということであると思われる。

我が国における学校教育の制度も複線化が進み，それぞれの教育課程を制定されたときには社会的な要求に対応するものであったが，その後の社会の変化により新たな施策が求められているものがあり，その例として短期大学，高等専門学校の卒業生の処遇があることは従来からも指摘されていたことである。学位授与機構の発足により，大学が科目等履修生などとして，これらの卒業生を受け入れ，単位を与えることによって，学士の学位を取得し，大学院へも進学することに対する支援ができるようになったことは，短期大学，高等専門学校の卒業生，関係者はもちろんのこと大学にとっても喜ばしいことである。

大学における教育は学生の自律的，積極的な学習を前提として行われるが，大学の修業年限は４年とすると定められているため，一生懸命勉強して，早期に単位を取得しても，直ちに卒業できるわけではないので，学生の勉学を鼓舞するのに制度的な裏付が欲しいと考えてきた。現在でも大学における修業年限が４年であるという事情は変わらないが，いわゆる飛び級で大学院へ進学した場合，大学学部は中退であっても学位授与機構から学士の学位を取得できる途が開けたので，大学院まで通算して考えれば，優れた成績，研究業績を挙げることにより大学院の修了時期を早めることができるようになり，学生からみて努力の甲斐があることになる。

また大学に２年以上在学して基礎資格を得た後，他の幾つかの大学で単位を取得し，学位授与機構に学士の学位を申請することが多くなれば，大学における個々の講義は否応なしに学生の評価を受けることになり，大学教員に対しても良い刺戟となる。

我々大学における教育の現場にいる者は学位授与機構の活動と協力し，大学における教育を改善することにより，大学改革の実をあげることに更に努力してしかるべきであると考えている。

すがの・たくお　　昭和６年生　工学博士
東京大学工学部長，文部省宇宙科学研究所評議員，国立天文台評議員，学位授与機構審査会委員長，第15期日本学術会議会員等を歴任。現在，東洋大学長，東京大学名誉教授。著書に「半導体物性」，「半導体の物性と素子（Ⅰ）」など多数。

学位の申請・授与等の状況

○短大・高専卒業者等
292人に学士の学位を授与
－平成６年度10月期申請分－

平成６年度10月期に学士の学位授与申請のあった短期大学･高等専門学校卒業者等345人（うち認定専攻科修了見込み等での申請者269人）について，各専門委員会での修得単位の審査及び学修成果・試験の審査の結果に基づき，平成７年１月24日(火)開催の審査会で審査の結果，292人(うち認定専攻科修了見込み等での授与者234人)に学士の学位が授与されました。

〈平成６年度10月期申請者及び授与者数一覧〉

専攻分野	専攻の区分	申請者数	授与者数
文学	英語・英米文学	(9)人 9	(5)人 5
	歴史学	1	0
教育学	教育学	2	1
教養	地域研究	1	0
社会科学	社会科学	1	0
法学	法学	1	1
商学	商学	(7) 7	(6) 6
経営学	経営学	2	1
理学	数学・情報系	1	1
	生物学系	1	0
看護学	看護学	(11) 33	(8) 19
保健衛生学	検査技術科学	5	5
	放射線技術科学	3	3
	理学療法学	7	7
	作業療法学	11	11
栄養学	栄養学	(4) 4	(4) 4
工学	機械工学	(35) 36	(34) 35
	電気電子工学	(35) 35	(32) 32
	情報工学	(10) 10	(10) 10
	応用化学	(22) 25	(22) 25
	材料工学	(19) 20	(18) 19
	土木工学	1	1
	建築学	1	1
家政学	家政学	(2) 2	 0
芸術学	音楽	(33) 33	(32) 32
	美術	(82) 93	(63) 73
合計		(269) 345	(234) 292

※(　)内は，認定専攻科修了見込み者等で，内数である。

○14人に博士（医学）の学位を授与
－大学院博士課程相当の修了者－

平成６年10月に博士の学位授与申請のあった防衛医科大学校医学教育部医学研究科の課程修了者14人について，医学専門委員会での論文審査及び試験の結果に基づき，平成７年１月24日(火)開催の審査会で審査の結果，14人全員に博士（医学）の学位の授与が決定され，去る３月17日(金)に学位記授与式が行われました。

〈博士（医学）の学位授与申請者及び授与者数〉

認定課程名	専攻分野	申請者及び授与者数
防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	医学	14人

○学部相当の課程修了者
886人に学士の学位を授与

大学の学部に相当する教育を行う課程として認定された課程の平成７年３月修了者886人から，学士の学位授与の申請があり，平成７年３月13日(月)開催の審査会で審査の結果，886人に学士の学位が授与されました。

〈認定課程ごとの学士の学位授与申請者及び授与者数〉

認定課程名	専攻分野	申請者及び授与者数
防衛大学校本科	理学 工学 社会科学	27人 285 49
	計	361
防衛医科大学校 医学教育部医学科	医学	64
水産大学校本科	水産学	185
海上保安大学校本科	海上保安	40
気象大学校大学部	理学	15
職業能力開発大学校 長期課程	工学	221
合計		886

○「社会科学」の修得単位の審査基準を策定

社会科学に関する特別専門委員会で審議されていた専攻分野「社会科学」の修得単位の審査の基準が，平成７年１月24日(火)開催の審査会に審査基準（案）として報告され，審議の結果，専攻分野「社会科学」の修得単位の審査の基準が策定されました。

この基準は，「新しい学士への途（平成７年度版）」に掲載されています。

○新たに35専攻を認定（平成７年度）

－短期大学・高等専門学校専攻科認定－

平成６年９月に，専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者等から申し出のあった専攻科の認定について，各専門委員会での専攻科の教育課程，教員組織等の審査の結果に基づき，平成７年１月24日（火）開催の審査会で専攻科認定の可否についての審査が行われた結果，次の24校35専攻が平成７年度から認定され，専攻科の設置者等に通知されました。また，平成７年３月31日付けの官報（号外第60号）に公示されました。

〈平成７年度認定専攻科一覧〉

短期大学専攻科（21校28専攻）

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者
高岡短期大学専攻科	産業造形専攻 産業デザイン専攻 地域ビジネス専攻	14人 5 6	２年 2 2	国
県立新潟女子短期大学専攻科	食物栄養専攻	10	2	新潟県
愛媛県立医療技術短期大学専攻科	地域看護学専攻	30	1	愛媛県
尚絅女学院短期大学専攻科	生活科学専攻	10	1	学校法人尚絅女学院
国際学院埼玉短期大学専攻科	食物栄養専攻	20	2	学校法人国際学院
聖徳大学短期大学部専攻科	初等教育専攻（昼間主コース） （夜間主コース） 国語専攻 英語専攻 仏語専攻	15 5 15 15 10	2 2 2 2 2	学校法人東京聖徳学園
東洋女子短期大学専攻科	英語英文専攻	40	1	学校法人東洋学園
神奈川大学短期大学部専攻科	商学専攻	20	1	学校法人神奈川大学
鶴見大学女子短期大学部専攻科	保育専攻	20	1	学校法人総持学園
静岡英和女学院短期大学専攻科	国文学専攻	10	1	学校法人静岡英和女学院
常葉学園短期大学専攻科	国語国文専攻	20	2	学校法人常葉学園
名古屋文理短期大学専攻科	食物科学専攻	10	2	学校法人滝川学園
名古屋明徳短期大学専攻科	英語専攻 国際文化専攻	15 10	2 2	学校法人名古屋石田学園
藤田保健衛生大学短期大学専攻科	臨床工学技術専攻	20	1	学校法人藤田学園
大阪城南女子短期大学専攻科	福祉専攻	30	1	学校法人城南学園
大阪電気通信大学短期大学部専攻科	電子情報工学専攻	20	2	学校法人大阪電気通信大学
山陽学園短期大学専攻科	食物栄養学専攻	10	1	学校法人山陽学園
中国短期大学専攻科	音楽専攻	15	1	学校法人中国短期大学
広島文化女子短期大学専攻科	栄養専攻	5	1	学校法人広島文化学園
九州女子短期大学専攻科	英文学専攻 体育学専攻	20 20	2 2	学校法人福原学園
佐賀短期大学専攻科	食物栄養専攻	30	2	学校法人永原学園
計		470		

高等専門学校専攻科（３校７専攻）

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者
群馬工業高等専門学校専攻科	生産システム工学専攻 環境工学専攻	12人 8	２年 2	国
岐阜工業高等専門学校専攻科	電子システム工学専攻 建設工学専攻	12 8	2 2	国
徳山工業高等専門学校専攻科	機械制御工学専攻 情報電子工学専攻 環境建設工学専攻	4 4 4	2 2 2	国
計		52		

［参　考］

学位授与のこれまでの状況

1．短期大学・高等専門学校卒業者等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与（学位規則第6条第1項）関係

（平成4年10月期～平成6年10月期申請分）

専攻分野	専攻の区分	授与者数
文学	英語・英米文学	5人
	心理学	1
教育学	教育学	3
社会学	社会福祉学	1
教養	科学技術研究	1
学芸	地域研究	1
法学	法学	3
経済学	経済学	1
商学	商学	7
経営学	経営学	2
理学	数学・情報系	3
	化学系	1
	生物学系	1
看護学	看護学	60
保健衛生学	検査技術科学	8
	放射線技術科学	5
	理学療法学	13
	作業療法学	17
栄養学	栄養学	4
工学	機械工学	47
	電気電子工学	49
	情報工学	14
	応用化学	35
	材料工学	23
	土木工学	2
	建築学	2
芸術学	音楽	48
	美術	105
合計		462

2．学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士，修士，博士の学位の授与（学位規則第6条第2項）関係

(1)　学士の学位授与

（大学の学部に相当する教育を行う課程）

（平成3年度～平成6年度）

認定課程名	専攻分野	授与者数
防衛大学校本科	理学	83人
	工学	1,180
	社会科学	187
	計	1,450
防衛医科大学校医学教育部医学科	医学	266
水産大学校本科	水産学	687
海上保安大学校本科	海上保安	165
気象大学校大学部	理学	56
職業能力開発大学校長期課程	工学	822
合計		3,446

(2)　修士の学位授与

（大学院の修士課程に相当する教育を行う課程）

（平成4年度～平成6年度）

認定課程名	専攻分野	授与者数
防衛大学校理工学研究科	理学	8人
	工学	185
	計	193
職業能力開発大学校研究課程	工学	49
合計		242

※上記課程のほか水産大学校水産学研究科（平成6年6月23日認定）がある。

(3)　博士の学位授与

（大学院の博士課程に相当する教育を行う課程）

（平成3年度～平成6年度）

認定課程名	専攻分野	授与者数
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	医学	50人

短期大学及び高等専門学校専攻科の認定のこれまでの状況

区分		年度別認定専攻数				平成7年度現在認定専攻数	入学定員
		平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度		
短期大学専攻科	文学	(1) 4	(1) 8	(1) 3	(6) 8	(9) 20	(150)人 350
	教育学	1	5	(2) 8	(1) 2	(3) 14	(115) 290
	社会学	3	(1) 2	1	1	(1) 7	(20) 200
	教養		2	1	(1) 1	(1) 4	(10) 95
	経済・商学		(1) 1		(1) 2	(2) 3	(26) 46
	看護学	8	9	2	1	20	450
	保健衛生学				1	1	20
	家政学・栄養学	2	(2) 8	4	(4) 7	(6) 20	(90) 265
	工学				(1) 1	(1) 1	(20) 20
	農学		1			1	15
	芸術学	(8) 10	(1) 4	(1) 1	1	(10) 16	(220) 320
	体育学				(1) 1	(1) 1	(20) 20
	その他	1			(2) 2	(2) 2	(19) 19
	計	(9) 20校29専攻	(6) 29校40専攻	(4) 15校20専攻	(17) 21校28専攻	(36) 68校110専攻	(690) 2,110
高等専門学校専攻科	工学	(5) 2校5専攻	(8) 4校8専攻	(8) 3校8専攻	(7) 3校7専攻	(28) 12校 28専攻	(216) 216
合計		(14) 22校34専攻	(14) 33校48専攻	(12) 18校28専攻	(24) 24校35専攻	(64) 80校138専攻	(906) 2,326

※1 （ ）内は，2年制の専攻数で内数である。

※2 「短期大学専攻科計」及び「合計」欄の学校数については，実数を記載した。（年度別認定専攻数の学校数の和と平成7年度現在認定専攻数の学校数が一致しないのは，同一の学校が他の専攻の認定を受けたことによる。）

※3 「平成7年度現在認定専攻数」と年度別認定専攻数の和が一致しないのは，専攻科を廃止したこと及び修業年限1年の専攻を廃止して修業年限2年の専攻科を設置し新たに認定を受けたことによる。（「計」及び「合計」の欄も同じ。）

シリーズ　「新しい学士への途」Q&A　No.2

シリーズ2回目の今回は［単位修得編（1）］です。

基礎資格を有する者（前号Q&A No.1参照）が学士の学位を取得しようとする場合の学修年限と単位数，どのような単位が該当するかのQ&Aです。

Q1　短期大学を卒業した者ですが，学位授与機構から学士の学位を取得するためには短期大学卒業後に一定の学修を積み重ねなければならないと聞きましたが，具体的にはどこでどの程度の学修をする必要があるのですか？

A　短期大学や高等専門学校を卒業した者等（基礎資格該当者：前号参照）が，学位授与機構から学士の学位を受けるためには，次のような一定の学修年限と単位の修得が必要です。

①2年制短期大学，高等専門学校の卒業者
……2年以上にわたり62単位以上

②3年制短期大学の卒業者（夜間において授業を行う学科等の卒業者は，修業年限が3年であっても①に該当する。）
……1年以上にわたり31単位以上

③大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者……それまでの大学在学期間及び修得単位を含めて4年以上にわたり124単位以上

また，これらの単位は，次の形態のいずれかで修得したものでなければなりません。

ⓐ大学の単位
・科目等履修生として修得した単位
・大学の学生として修得した単位

ⓑ学位授与機構が認定した短期大学，高等専門学校の専攻科の単位（認定前の単位は該当しません。）

ⓒ大学専攻科の単位

なお，①，②の単位のうち16単位以上は大学の単位（上記ⓐの単位）を修得しなければなりません。ⓑの単位だけでは要件を満たしません。

Q2　科目等履修生はすべての大学で受け入れているのでしょうか？

A　科目等履修生制度は，各大学の判断により学生の教育・研究に支障が生じない範囲で実施されるもので，すべての大学で実施されているわけではありません。しかし，学位授与機構の調査では，平成6年度現在549大学中389大学で開設されており，制度を開設する大学は年々増加していますので，履修を希望する大学にお問い合わせください。

なお，学位授与機構では学習者への情報提供の一環として「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成していますので，御希望の方は請求してください。（請求方法11頁参照）

Q3　短期大学卒業後に大学の聴講生として修得した単位があるのですが，修得単位として認められますか？

A　認められません。

聴講生の制度は，科目等履修生制度とはまったく別のものです。

科目等履修生制度は，社会人等に対してパートタイムによる学習機会を拡充し，その学習の成果に適切な評価ができるよう，大学に開設されている授業科目の一部を履修した者に対し，単位を与えることができる制度で，平成3年7月1日から実施されています。

Q4　大学を中退した者ですが，大学入学前に在学していた専門学校での学修を中退大学での単位として認めてもらっています。この単位は「大学の単位」として認められますか？

A　認められます。

専門学校や短期大学での学修でも大学が単位として認めた場合は，それらの単位は当該大学の単位としての性格も持ちますので「大学の単位」として認められます。

Q5　短期大学在学中に，大学の科目等履修生として修得した単位は基礎資格該当後の単位として認められますか？

A　認められません。

短期大学や高等専門学校を卒業した後に，大学の科目等履修生として修得した単位や学位授与機構の認定した短期大学，高等専門学校の専攻科で修得した単位が，基礎資格該当後の単位として認められます。

すずかけ散策

「自由化雑感」

学位授与機構客員教授　田　村　　茂

〝すずかけ散策〟と名付けられたコラムにはふさわしくない固い話で恐縮であるが，昭和60年(1985年）の大口預金の金利自由化以来，きわめてゆっくりしたテンポで進められてきたわが国の預金金利自由化も，昨年10月，残されていた流動性預金(普通預金や貯蓄預金などのこと)の金利が自由化されたことによって，漸く一段落した。欧米諸国に較べて随分長い時間がかかったものだと，その歩みの遅さに改めてびっくりしているが，そうした自由化の過程で私は「自由化されたはずなのに，預金の金利は一向に高くならないではないか。ほんとうに自由化されたの」といった質問をしばしば受けた。どうやら，自由化されたら預金金利は上がるものと考えている人が多いらしい。

たしかに，高度成長期のように経済が活況続きで，放っておいたら金利は相当高くなるはずなのに，規制があるためにそれが低く抑え込まれているといった状況ならば，規制を外すことにより金利は高くなると考えて差支えない。しかし，昨今のように景気が低迷を続け，黙っていても金利が下がってくるようなときには，いくら規制を外してみても，それで金利が上がるはずはない。ただ，規制がなければ，各金融機関は預金集めが有利にできるように，体力の許す範囲で少しでも高い金利をつけようとするだろうから，自由化が進むとそれまでなかったような有利な預金機会が生まれてくる可能性は十分にある。そんなところから，自由化すれば預金金利は高くなるという期待が生まれてきたのかもしれない。

もっとも，自由化で有利な預金機会が生まれてくるということには，十分警戒してかからなければならない危険も含まれている。というのは，より多くの預金を集めたいと望むあまり，体力の限界を越えた高い金利をつける金融機関が現われ，預金者に迷惑を掛ける恐れがあるということなのである。そういう金融機関は無理をしているわけだから，やがては経営に破綻をきたし，倒産に追いこまれる可能性が大きい。もし倒産するようなことになれば，いくら預金保険でカバーされているといっても，その限度は1000万円までであるから，それを越える預金をしていた預金者はその超過分だけ損失をすることになる。自由化後は，預金にどんな金利をつけようと金融機関の自由であるし，そんな金融機関の中からどこを選んで預金をしようと預金者の自由であるが，自分の自由意思で決めたことの責任は自分でとらなければならない。したがって，相対的に高い金利をオッファーしている金融機関の経営内容をよく調べずに，有利な預金機会だからとそこに預金をして損失を蒙っても，それは自業自得といわざるをえない。それなのに，乱脈な貸出による経営破綻で有名になった東京の２つの信用組合の場合には，それらが東京共同銀行の形で救済されたことにより，倒産していたら当然損をしていたはずの大口預金者まで，自己責任をとらずに救われてしまった。とりわけ，それらの大口預金者は金融界の事情に詳しく，はじめから両信用組合の経営がおかしくなっていることを承知の上で，高金利に釣られて預金をしたと考えられる預金者たちだったから，そういう預金者まで公金によって救う必要があるのかと問題になったわけである。

いずれにしても，自由化はそれぞれに自己責任で行動することを求めるものであって，その点では厳しいものと認識する必要がある。ところが，自由化されたら預金金利は高くなるというように，何か自由化をバラ色に考えている向きも少なくない。それだけに性急に自由化したのだから自分の行動には自分で責任を取れと迫ると，パニッ

クが起こりかねない。だからこそ，信用秩序維持ということで2つの信用組合を潰さずに救済することが選ばれたのであろう。アメリカでは年に200件もの金融機関が倒産しても，信用秩序は立派に維持されている。これはアメリカ社会に自己責任の原則がしっかりと根を下ろしていることを示すものであって，日本でも早くそうなることを願わずにいられない。

たむら・しげる　昭和4年生
商学博士　中央大学教授　慶応義塾大学名誉教授，学位授与機構運営委員　専門：金融論

機　構　の　窓

○会議の開催状況

□評議員会

第8回　平成7年2月28日(火)

・主な議事項目

(1)平成6年度事業実施状況について

(2)その他

□運営委員会

第14回　平成7年2月27日(月)

・主な議事項目

(1)客員教授について

(2)審査委員候補者について

(3)専門委員候補者について

(4)「教育の実施状況等の審査」の実施について

(5)事業の実施状況について

(6)その他

□審査会

第23回　平成7年1月24日(火)

・主な議事項目

(1)短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の可否について

(2)学士の学位授与に係る修得単位の審査基準について

(3)学士の学位授与に係る審査について

(4)認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について

(5)認定課程の変更に伴う事前の意見伺いに係る結果の報告について

(6)その他

第24回　平成7年3月13日(月)

・主な議事項目

(1)認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について

(2)認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請予定について

(3)学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与に係る審査の体制等に関する申合せの一部改正について

(4)防衛大学校理工学研究科の課程の改組に伴う審査スケジュールの変更について

(5)その他

□専門委員会

1．平成6年度10月期の短期大学・高等専門学校卒業者等からの学士の学位授与申請，認定課程修了者からの博士の学位授与申請及び短期大学・高等専門学校専攻科の平成7年度認定の申出等を受けて，審査会の付託により，関係専門委員会・部会を11～1月にかけて開催し，学士については，申請者の修得単位，学修成果及び試験の審査，博士については，論文及び口頭試問の審査，専攻科の認定については，専攻科の教育課程，教員組織等の審査を実施しました。

・開催した専門委員会・部会

文学・神学専門委員会	
(国語国文学部会)	1回
(英語・英米文学部会)	2回
(仏語・仏文学部会)	1回
(歴史学部会)	1回
教育学専門委員会	2回
社会学専門委員会	
(社会福祉学部会)	1回
教養・学芸専門委員会	2回
法学・政治学専門委員会	1回

経済学・商学・経営学専門委員会	2回
理学専門委員会	
（数学・情報系部会）	2回
（物理学・地学系部会）	1回
（生物学系部会）	1回
医学専門委員会	9回
看護学・保健衛生学専門委員会	
（看護学部会）	2回
（検査技術科学部会）	2回
（放射線技術科学部会）	1回
（理学・作業療法学部会）	1回
家政学・栄養学専門委員会	
（家政学部会）	2回
（栄養学部会）	2回
工学専門委員会	
（機械工学部会）	2回
（電気電子工学部会）	2回
（情報工学部会）	2回
（応用化学部会）	2回
（材料工学部会）	2回
（土木工学部会）	1回
（建築学部会）	1回
（応用物理学部会）	1回
（航空工学部会）	1回
（造形工学部会）	1回
芸術学専門委員会	
（音楽部会）	2回
（美術部会）	2回
（演劇関係）	1回
社会科学に関する特別専門委員会	2回

2．また，平成7年度4月期の短期大学・高等専門学校卒業者等からの学士の学位授与申請，認定課程修了者からの修士の学位授与申請等を受けて，審査会の付託により，関係の専門委員会・部会を5月以降開催する予定です。

○委員の交代

□審査委員

岡　　照雄　甲南女子大学教授が辞任され，新たに3人の方々が就任されました。

・辞　任

平成7年3月31日付

岡　　照雄　甲南女子大学教授

平成3.7.26～7.3.31

・就　任

平成7年4月1日付

小林　　功　群馬大学教授

平成7.4.1～8.3.31

高萩　保治　日本大学教授

平成7.4.1～8.3.31

田丸　徳善　大正大学教授

平成7.4.1～8.3.31

○人事異動

（研究教育職員）

・採　用

平成7年4月1日付

審査研究部助手　橘　　利枝

平成7年4月2日付

審査研究部教授　平　　則夫

＜客員教授＞

井上　祥平　東京理科大学教授

平成7.4.1～8.3.31

岡本　包治　川村学園女子大学教授

平成7.4.1～8.3.31

田村　　茂　中央大学教授

平成7.4.1～8.3.31

（事務職員）

・転　入

平成7年4月1日付

学　務　課　長　後藤　宏平
（文部省高等教育局私学部学校法人調査課）

総務課庶務係長　高瀬　正明
（文部省高等教育局医学教育課）

学務課学習支援係長　高栁　圭悟
（横浜国立大学庶務部庶務課）

総務課庶務係　川村　　篤
（文部省高等教育局大学課）

総務課企画係　久保田　隆
（文部省高等教育局大学課）

総務課会計係　須永　幸男
（横浜国立大学工学部）

・転　出

平成7年4月1日付

文部省学術国際局国際企画課　　吉野　正巳
教育文化交流室日本語教育専門官（学務課長）

横浜国立大学庶務部 国際主幹付国際学術係長	柁原　明 (総務課庶務係長)	文部省高等教育局 医学教育課大学病院指導室	渕村　剛司 (学務課学務第一係)
文部省高等教育局私学部 学校法人調査課運営調査係長	人見　伸治 (学務課学務第二係長)		
横浜国立大学経理部 主計課	大坪　幸夫 (総務課会計係)		

○平成７年度の学士の学位授与の申請受付期間

申請の時期の区分	受付期間	
※ ４月期の申請	郵送	平成７年４月１日(土)～４月30日(日)（当日消印有効）
	窓口受付の場合	平成７年４月３日(月)～４月28日(金)（土曜日及び日曜日を除く） ［受付時間］午前９時30分～午後４時
10月期の申請	郵送	平成７年10月１日(日)～10月16日(月)（当日消印有効）
	窓口受付の場合	平成７年10月２日(月)～10月16日(月) （土曜日，日曜日及び国民の祝日を除く） ［受付時間］午前９時30分～午後４時

※　平成８年度以降の４月期の申請受付期間は，４月前半までとなりますので御注意ください。
（平成７年度10月期の申請受付期間と同様。）

○刊行物案内

学位授与機構では，次の冊子等を平成７年２月に発行しました。

冊子等の名称	主な内容	１冊の重さ	郵送料
リーフレット	学士の学位授与制度を簡略に説明	約 25g	90円
新しい学士への途*	学士の学位授与制度の詳細を説明	約200g	270円
学位授与申請書類等*	申請に必要な書類等一式	約120g	270円
科目等履修生制度の開設大学一覧	実施学部，出願期間，授業料等	約430g	390円
学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧	開設授業科目，学生募集の概要，授業料等	約180g	270円

平成７年度に学士の学位授与を申請される方は，必ず＊印の冊子等をお取り寄せの上，申請してください。

冊子等を御希望の方は，次のものを同封の上，請求してください。なお，複数の冊子等を希望する場合の冊子等送料分の返信用切手代については，学位授与機構へお問い合わせください。

・必要とする冊子等の名称を記入したメモ
・送付先を明記した返信用封筒（角２型：A4版の入るもの。ただしリーフレットのみの場合は定型）
・冊子等送料分の返信用切手（返信用封筒に貼ること）

○リーフレット
短大・高専卒から学士取得へ　を発行

学位授与機構の行う学位の授与の業務のうち，短期大学・高等専門学校卒業者等への学士の学位授与の制度について，申請の基礎となる資格から学士の学位の授与までを簡略に説明したリーフレットを，平成７年２月に発行しました。

学士の学位授与の制度を社会へ広く周知するため，制度の趣旨・対象者（基礎資格を有する者）短大・高専卒業後の学習，審査，機構で発行している資料の請求方法等について，A4版６頁(３折)で説明しています。

このリーフレットは，各大学・短大・高専，都道府県の教育委員会・図書館等に配布しました。

リーフレットを御希望の方は，学位授与機構まで請求してください。(入手方法は上記の刊行物案内を御覧ください。)

◆学位授与機構の構想についての提言③

○大学院部会における審議の概要について

－抜粋－

（平成元年7月27日 大学審議会総会への報告）

II　学位授与機関について

1．学位授与機関創設の必要性

①　後期中等教育後のいわゆる高等教育段階の教育機関は，大学，短期大学，高等専門学校，専門学校（専修学校専門課程），各種大学校等，多様に発展しつつある。

②　国際的に見ると，一般的には，学士，修士，博士等の学位取得が高等教育修了の証明とみなされ，我が国においても，学士は大学（学部段階）卒業者に付与される称号とされ，修士，博士の学位は，原則としてそれぞれ大学院の修士課程，博士課程を修了した者に大学が授与するものとされている。

③　高等教育段階の教育施設のなかには，大学の学部段階あるいは大学院段階に相当する教育研究を行っているところもあるが，これらは本来大学とはその趣旨，目的，使命を異にするものである。しかし，これらの大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で，大学や大学院修了者と同等の水準にあると認められる者について，その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため，国際的にも高等教育修了の証明書である学位を授与し得るようにすることが要請されている。

このことは，今日の多様な高等教育の発展の要請に応ずるという観点からも，重要な意義を有するものと考えられる。

④　しかしながら，学士や学位は，学術の中心として，自律的に高度の教育研究を行う大学が，一定の学問水準に達した者に対し，これを認めて与えるものとされており，国際的にも，原則として，この考え方は定着している。

このため，例えば，英国においては，大学だけが学位授与権を有することとされているので，ポリテクニク等の学位授与権を有しない教育機関のうち，大学に相当すると認められる教育研究を行っている機関の修了者に対して学位を授与するため，全国学位授与評議会（Council for National Academic Awards：CNAA）という大学に準じた自律的機関を設け，このCNAAが学位を授与することとしている。

⑤　したがって，我が国においても，大学に相当する水準の教育研究を行っている施設で組織的・体系的な教育を受け，大学から学位を授与された者と同等の水準にあると認められる者に対して，学位の国際的通用性を考慮しつつ，これを授与する途を開くためには，大学と同様に学位を授与する権能を有する機関として学位授与機関を創設する必要がある。

2．学位授与機関の役割

(1)　課程認定及び学位授与

大学以外の教育施設で大学に相当すると認められる教育研究を行っている施設を修了した者に対して，学士を含む学位を授与するため，次のような制度を設けることが適当である。

ア　学部段階については，学位授与機関が一定の要件を備える教育施設の課程を認定し，当該課程の修了者に対して，学位授与機関が学士を称することを認める（又は学士を学位として位置付ける場合には，学士の学位を授与する）こととする。この場合，課程認定の対象としては，例えば各省庁所管の大学校のように大学以外の教育施設で，その教育水準が大学の学部に相当すると認められるものとすることが適当である。

イ　大学院段階については，学位授与機関が一定の要件を備える教育施設の課程を認定し，当該課程を履修し学位授与機関の定める要件を満たした者に対して，学位授与機関が学位を授与することとする。この場合，課程認定の対象としては，例えば各省庁所管の大学校の研究科のように大学院以外の教育研究施設で，その教育研究水準が大学院に相当すると認められるものとすることが適当である。

ウ　なお，上記の課程認定及び学位授与に

ついては，例えば，一定期間ごとに教育研究の実施状況を審査したり，当該課程のカリキュラム等を変更するときには改めて内容を見直すこととすること，大学院段階についていわゆる学外試験委員の制度を導入することなど，学位授与水準を確保するための学位授与機関による関与の仕組みについて検討する必要がある。

(2) 論文博士の授与について

課程制大学院の趣旨の定着状況，既設大学院における論文博士の取扱いの状況等を勘案しつつ，学位授与機関においても論文博士を授与し得るようにするかどうかについても検討することとする。

3．学位授与機関の位置付け等

学位は，学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与することが国際的にも原則とされていることから，学位授与機関は，大学と同様に，その専門的な判断に基づき，自律的に学位授与を行う機関として，大学に準ずる位置付けをする必要がある。

また，その組織編制等については，その専門的な任務の遂行及び学位の水準の確保の観点から，専門分野に関し高度の学識を有する者の参画を得る体制を整えることが必要である。

編　集　後　記

学位授与機構ニュース第３号をお届けします。

◇　巻頭言には、本機構の評議員で前審査会委員長の菅野卓雄先生にご執筆をお願いいたしましたところ、先生は、「大学改革と学位授与機構」と題して、大学改革と本機構は不可分の関係にあることを強調して下さいました。菅野先生は、平成２年６月に設置された学位授与機構創設調査委員会の課程指定・学位授与専門部会委員として、東京大学工学部ご在職中から本機構の事業計画の具体的策定に当たられました。さらに、平成３年７月、本機構創設後は、審査会委員長として、専門委員会の構成・設置、各省庁大学校の課程と短大・高専の専攻科の認定、各種審査基準の作成、学位授与の審査など、本機構にとって最も重要な業務の基礎を確立されました。菅野先生は、運営委員会委員としても、本機構の運営実施に関する事項について、機構長の諮問に応えてこられました。平成６年９月に東洋大学長に就任され、上記委員長および委員を辞任されましたが、その後は、評議員として高いお立場から、機構長にご助言下さるなど、引き続き多大のご尽力をいただいております。

◇　機構に関係する皆様からのお話を掲載するコーナー“すずかけ散策”では、中央大学教授で本機構客員教授の田村　茂先生に「自由化雑感」をご執筆いただきました。先生は、本機構創設以前には学位授与機関創設調査委員会および同委員会課程指定・学位授与専門部会委員として、本機構の創設準備に関する重要事項の審議に当たられ、創設後は運営委員会委員、さらに平成６年からは客員教授として、本機構の業務を直接・間接にご支援下さっておられます。先生は、ご専門の金融論の中から金利の自由化をわかりやすく説明して下さいましたが、自由化とはそれぞれに自己責任で行動することを求めるものであるというお言葉は、そのまま大学などの高等教育機関の改革に当てはめて、改めて厳しいものと認識する必要があることを示唆されたものと思われます。

◇　短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする学士の学位授与は、申請者と授与者の数が飛躍的に増大する趨勢にあると予測されましたが、事実、平成６年度10月期に急激に増加したことは、本号掲載の資料からもおわかりいただけるものと思います。

◇　「新しい学士への途Q&A」欄では、前号に引き続き、疑問に分かりやすくお答えしていますが、機構では、そのほか、「短大・高専卒から学士取得へ」というリーフレットを作成して、この制度を社会に広く周知することに務めています。

◇　本機構が仮住まいをしている東京工業大学長津田キャンパスは、春には１ページの写真のように桜が咲き誇りますが、機構の人事移動も華やかに行われました。管理部では、平成３年７月の創設期から機構を支えてこられた方や、前例のない機構業務に折角精通して下さった方が転出されましたのは残念ですが、入れ替わりに新進気鋭の方々が支部省や大学から来られ、若返りました。審査研究部では、審査会委員長の平　則夫先生が専任の教授として、また早稲田大学大学院学生の橘　利枝さんが助手として着任され、審査と調査研究の面で一段と充実しました。本年度もよろしくお願いいたします。　　（Y．S.）

—— 学位授与機構教職員 ——

平成７年４月２日現在

機　構　長　　田　中　郁　三

審査研究部

審査研究部長・教授	黒　羽　亮　一	客員教授	井　上　祥　平
教授	齋　藤　安　俊	客員教授	岡　本　包　治
教授	平　　則　夫	客員教授	田　村　　茂
教授	舘　　昭		
助教授	池　　マ　リ		
助手	橘　　利　枝		

管　理　部

管理部長	中　村　好　一		
総務課長	石　川　健　二	学務課長	後　藤　宏　平
総務課課長補佐	鈴　木　清　人	学務課課長補佐	高　木　得　二
庶務係長	高　瀬　正　明	学務第一係長	松　本　仁　一
	川　村　篤		田　上　雄一朗
	櫻　井　俊　子		山　本　作　子
	木　本　貴　子	学務第二係長	室　溪　　浩
企画係長	唐　澤　節		高　橋　是　光
	久保田　　隆		林　　祥　子
会計係長	園　和　茂　仁	学習支援係長	高　柳　圭　悟
	須　永　幸　男		三　原　美　政
	白　石　睦　子		

編　集　学位授与機構広報委員会
〒226 神奈川県横浜市緑区
長津田町4259番地
☎ 045-922-6441
印　刷　㈱昭和工業写真印刷所
〒108 東京都港区三田5-14-3
☎ 03-3452-8451